

埼玉県における立会人型電子契約の試験導入について

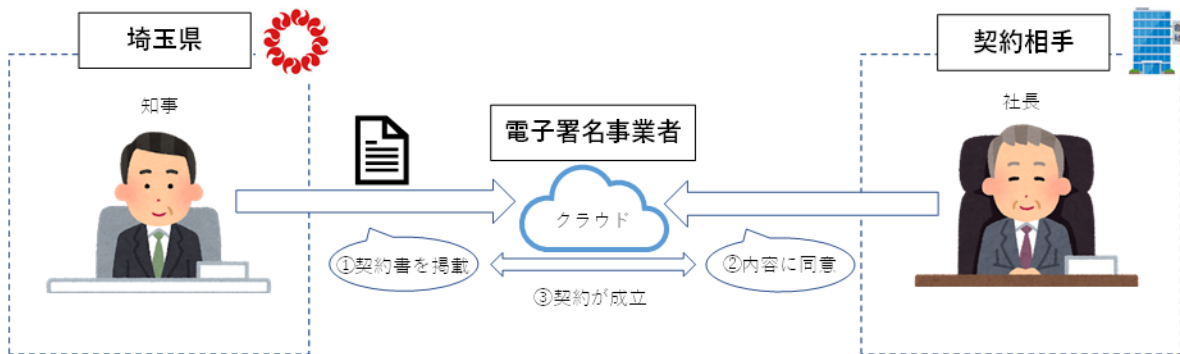
埼玉県では、DX 推進の一環として、県民サービス向上・業務効率化等のため、令和4年4月から令和5年3月までの間、県が県民等と締結する契約の一部について、「立会人型電子契約」を試験的に導入することとし、効果・課題を検証し、立会人型電子契約の本格導入に向けた検討を行います。

本試験導入については、4月から8月までの5か月間は、効果・課題を検証するため対象課所・対象契約を限定して行い、9月から3月までの7か月間は、対象契約を限定しつつ、全庁に拡大し、効果・課題の更なる検討を図ってまいります。

○立会人型電子契約について

契約者の一方が、電子署名事業者のクラウド上に契約書を掲載し、他方がその内容に同意することによって、契約が成立するものです。電子証明書を必要とする「当事者型電子契約」と比べて簡易であるとともに、紙での押印が不要となるため、両契約当事者双方において、作業時間や経費の節減等が期待されます。なお、県と契約する県民等に、立会人型電子契約の利用に係るコスト負担はありません。

〔立会人型電子契約のイメージ〕



本試験導入においては、契約書への押印に代わり、立会人型電子契約サービス「クラウドサイン」を利用した電子契約により契約を締結します。

クラウドサインによる契約は、メールアドレスがあれば利用可能です。

クラウドサインの概要については、別紙1やクラウドサインのHPをご覧ください。

クラウドサインとは <https://www.cloudsign.jp/about/>